

優先出資の消却につき優先出資証券提出公告

当社は、発行済優先出資二万三千五百五十七口を消却することいたしましたので、当社の優先出資証券を所有する方は、効力発生日である令和八年六月二十九日までに当社にご提出下さい。

令和八年五月二十六日
東京都港区虎ノ門五丁目一番四号

Aries 特定目的会社

取締役 福永 隆明

取得条項付新株予約権の一部の取得及び取得日の通知公告

当社は、左記のとおり、当社の取得条項付新株予約権の一部を取得することいたしましたので、会社法第二七三条第二項及び第三項並びに同法第二七四条第三項及び第四項の規定に基づき公告します。

記

一、取得する新株予約権
左記名称の新株予約権中、令和七年八月三十一日から令和八年五月三十一日までの間に当社の従業員の地位を喪失した者が有する新株予約権の全部

新株予約権の名称 第十五回新株予約権、第十六回新株予約権、第十八回新株予約権、第十九回新株予約権、第二十回新株予約権、及び第二十一回新株予約権

取得する新株予約権の数 二一、二五九個

二、取得の日 令和八年六月十日

令和八年五月二十六日

東京都渋谷区恵比寿西一丁目一〇番一〇号

ファンズ株式会社

代表取締役 藤田雄一郎

任意清算公告

当社は、令和八年五月二十五日をもって解散いたしました。ついで、会社法第六八条第一項の規定に基づき総社員の同意により定めた財産の処分の方法に従い清算をいたしますので、この清算の方法に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年五月二十六日

岐阜県羽島郡等松町港町一一番地

合名会社安源商店

代表社員 安田 憲司

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金五千万円減少し、優先出資千口を一口につき金五万円をもって有償消却し、消却に要する金額を金五千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

<http://www.tokyospc.co.jp/koukoku/tsnz2/>

令和八年五月二十六日

東京都港区元赤坂一丁目一番七号

特定目的会社Tokyo Residence Investment

取締役 野坂 昭光

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第九十九条に基づき、優先資本金の額を十一億七千七百八十五万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

<http://www.web-kokoku.jp/1085/1085.html>

令和八年五月二十六日

東京都港区虎ノ門五丁目一番四号

Aries 特定目的会社

取締役 福永 隆明

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第九十九条に基づき優先資本金の額を金七億三千万円（ただし、B号優先出資について金七億三千万円）減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

<http://www.asa-epn.jp/ir/00001481v3z7/>

令和八年五月二十六日

東京都港区虎ノ門三丁目二番一〇一―二〇

一号 ジャパン・アゼリア特定目的会社

取締役 松澤 和浩

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第九十九条に基づき優先資本金の額を金十四億七千二百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

<http://www.asa-epn.jp/ir/00001489/4ez/>

令和八年五月二十六日

東京都港区虎ノ門三丁目二番一〇一―二〇

一号 ジャパン・カメリア特定目的会社

取締役 松澤 和浩

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第九十九条に基づき優先資本金の額を金三億六千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

<https://www.web-public-notice.jp/44K456S-00054>

令和八年五月二十六日

東京都港区虎ノ門三丁目二番一〇一―二〇

一号 ジャパン・イワキ特定目的会社

取締役 中村 武

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第九十九条に基づき優先資本金の額を金三億六千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

<http://www.asa-epn.jp/ir/00000346/1fz0/>

令和八年五月二十六日

東京都港区虎ノ門三丁目二番一〇一―二〇

一号 辻堂ホールディング特定目的会社

取締役 栗国 正樹

取消公告

令和八年三月四日掲載の基準日設定につき通知公告は取消します。

令和八年五月二十六日

東京都新宿区新宿一丁目一番一〇号

野原グループ株式会社

代表取締役 野原 弘輔

取消公告

令和七年六月二十日掲載の新設分割公告は取消します。

令和八年五月二十六日

東京都大田区大森西一丁目一番五号

大隅化工株式会社

代表取締役 本釜 愛幸

取消公告

令和八年四月二十日（号外第九十二号）掲載の合併公告及び決算公告（枠組）中、合併公告のみを取消します。

令和八年五月二十六日

大阪府守口市日向町三番六号

代表取締役 松本 強

（甲）株式会社MAG

代表取締役 松本 強

（乙）株式会社SOL

代表取締役 松本 強

取消公告

令和八年四月三十日掲載の定款変更につき通知公告は取消します。

令和八年五月二十六日

岡山市北区表町三丁目三番三〇号

株式会社よいきげん

代表取締役 山本 昌平

正誤

ページ 行 誤 正
令和八年三月三十一日（号外第十五号）目次欄中（原稿誤り）

二 三 一六 終りから
一四 一五 地方税法附則第百九条の十一第一項に規定する書類を定める件

二 三 一六 終りから
一四 一五 地方税法附則第百九条の十一第一項に規定する書類を定める件

二 三 一六 終りから
一四 一五 地方税法附則第百九条の十一第一項に規定する書類を定める件

二 三 一六 終りから
一四 一五 地方税法附則第百九条の十一第一項に規定する書類を定める件

二 三 一六 終りから
一四 一五 地方税法附則第百九条の十一第一項に規定する書類を定める件

二 三 一六 終りから
一四 一五 地方税法附則第百九条の十一第一項に規定する書類を定める件

二 三 一六 終りから
一四 一五 地方税法附則第百九条の十一第一項に規定する書類を定める件

二 三 一六 終りから
一四 一五 地方税法附則第百九条の十一第一項に規定する書類を定める件

二 三 一六 終りから
一四 一五 地方税法附則第百九条の十一第一項に規定する書類を定める件

二 三 一六 終りから
一四 一五 地方税法附則第百九条の十一第一項に規定する書類を定める件

二 三 一六 終りから
一四 一五 地方税法附則第百九条の十一第一項に規定する書類を定める件

二 三 一六 終りから
一四 一五 地方税法附則第百九条の十一第一項に規定する書類を定める件

二 三 一六 終りから
一四 一五 地方税法附則第百九条の十一第一項に規定する書類を定める件

二 三 一六 終りから
一四 一五 地方税法附則第百九条の十一第一項に規定する書類を定める件

二 三 一六 終りから
一四 一五 地方税法附則第百九条の十一第一項に規定する書類を定める件

二 三 一六 終りから
一四 一五 地方税法附則第百九条の十一第一項に規定する書類を定める件

二 三 一六 終りから
一四 一五 地方税法附則第百九条の十一第一項に規定する書類を定める件

二 三 一六 終りから
一四 一五 地方税法附則第百九条の十一第一項に規定する書類を定める件

二 三 一六 終りから
一四 一五 地方税法附則第百九条の十一第一項に規定する書類を定める件